

情第 1 1 4 号事件

第 1 審査会の結論

実施機関が行った令和 6 年 6 月 2 7 日付け公文書部分開示決定により非開示とした『選考されなかった企業の名称』は、開示すべきである。

第 2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 6 月 1 8 日実施機関に対し、下記文書の開示請求を行った。

記

多度地区小中一貫校整備事業設計施工一括方式事業者選定アドバイザー業務委託公募型プロポーザル方式の経過がわかる資料（百五総合研究所ともう 1 者を知りたい）

2 公文書部分開示決定

実施機関は、令和 6 年 6 月 2 7 日付けで公文書部分開示決定を行い、『選考されなかった企業の名称』が非開示とされた。

3 本件審査請求

審査請求人は、上記公文書部分開示決定を受けて、令和 6 年 6 月 2 7 日同日、本件審査請求を行った。

審査請求の趣旨および理由、実施機関の弁明は以下の通りである。

(1) 趣旨

選考されなかった企業の名称は開示されるべきである。

(2) 理由

選考されなかった企業の名前を開示することで、当該事業者の正当な利益を害することは想定されない。

(3) 実施機関の弁明

以下の 2 つの理由により非開示とした。

① 条例第 7 条第 3 号に該当する

公募型プロポーザル方式は、これまでの価格競争だけの一般競争入札とは異なり、定められたテーマの企画書や提案書などを提出してもらい、最適な提案を行った事業者を選定し契約するものである。選定されなかった事業者名を公表すると、選定事業者との比較において、選定されなかった事業者のノウハウ、業務遂行能力等が低く評価されていることが明らかになる。さらには、今回の審査の結果における評価であることにとどまらず、この評価があたかも選定されなかった事業者の一般的な評価や能力にある

と捉えられることも懸念されるところである。よって、当該事業者の地位もしくは、事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する。

② 条例第7条6号イに該当する

公募型プロポーザル審査において、選考されなかった事業者名が公表されるとすると、事業者は審査により選定されなかった場合のことを危惧し、応募自体を回避することが十分考えられる。そうすると、市が実施する公募型プロポーザル方式において、応募事業者を確保できず、適正な審査及び事業の契約締結が困難になる恐れが生じる。よって、選定されなかった事業者名を公開することにより、契約事務に関し、市の財産上の利益又は当事者の地位を不当に害するおそれがある。

第3 審査会の判断

1 まず、条例第7条第3号への該当性を判断する。

- (1) 同号に該当する法人情報とは、営業上の秘密、ノウハウなど同業者との競争上、当該法人等において特に秘匿を必要とする情報や、当該法人等の社会的地位が低下するなどの不利益を生じさせる情報が含まれるものと解される。そして「正当な利益を害する」については、情報公開条例が住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を保障して公文書について開示を原則としていること（桑名市情報公開条例第1条）からすれば、当該情報を公にすることにより法人等の正当な利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を指すと解釈される。
- (2) 本件においては、開示請求の対象は、選考されなかった企業の名称のみである。よって、営業上の秘密、ノウハウなど同業者との競争上秘匿を必要とする情報ではない。また、本件においては、選考された法人及び選考されなかった法人等について、その評価や、成績が開示されているわけではない。桑名市の公募型プロポーザルに応募したが選考されなかったことによって、当該法人の社会的地位が低下することになるとはいえず、当該法人の正当な利益が害されるという相当な蓋然性が客観的に認められるとは到底言いがたい。よって、条例第7条第3号に該当するとはいえない。

2 次に条例第7条第6号イへの該当性を判断する。

- (1) 条例第7条第6号には、「国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と記載されている。「著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とされているので、不開示とするためには、法人情報に比べ、より明確な理由付けが必要となる。
- (2) 本件においては、公募型プロポーザルへの応募自体が不名誉なことではない。ま

た、選考されなかったとしても、当該企業の社会的地位を損ねるものではなく、情報開示請求がなされた場合に名前が開示されるからといって、応募自体を回避することになる可能性は高いとはいいがたい。よって、応募事業者を確保できず、適正な審査及び事業の契約締結が困難になるおそれが生じることは予想しがたい。少なくとも、「著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とはいえないことは明白である。よって、条例第7条第6号イに該当するとはいえない。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年7月22日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
8月6日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
8月29日	・審査請求人から意見書受理
9月9日	・審査請求人から審査会欠席書受理
9月24日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
11月8日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
副会長	藤 枝 律 子	元大学教授
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙太郎	弁護士
委 員	井 上 五 郎	税理士